二　法第二条第六項第二号ロの規定による損害の塡補の内容が、次のいずれにも適合するものであること。

イ　建設業者の悪意又は重大な過失によって生じた同号ロに規定する発注者の損害を塡補しないものでないこと。

ロ　同号ロに規定する発注者に生じた損害の額から前号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める額を控除した残額（当該額が負数となるときは、零とする。）以上の額を塡補するものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、塡補すべき損害の範囲その他の法第二条第六項第二号イに定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要な事項について、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

（住宅販売瑕疵担保責任保険契約の内容の基準）

第二条　法第二条第七項第六号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第七項第二号イの規定による損害の塡補の内容が、同号イに規定する宅地建物取引業者に生じた損害の額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を控除した残額に百分の八十を乗じた額（当該額が負数となるときは、零とする。）以上の額を塡補するものであること。

イ・ロ　（略）

二　法第二条第七項第二号ロの規定による損害の塡補の内容が、次のいずれにも適合するものであること。

イ　宅地建物取引業者の悪意又は重大な過失によって生じた同号ロに規定する買主の損害を塡補しないものでないこと。

ロ　同号ロに規定する買主に生じた損害の額から前号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める額を控除した残額（当該額が負数となるときは、零とする。）以上の額を塡補するものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、塡補すべき損害の範囲その他の法第二条第七項第二号イに規定する宅地建物取引業者及び同号ロに規定する買主の利益の保護のため必要な事項について、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

（公正証書を作成したときに準ずる場合）

第七条　法第六条第二項第二号の国土交通省令で定める場合は、同条第一項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者（同項に規定する供託建設業者をいう。以下同じ。）と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書を作成した場合とする。

（報酬返還請求権等に係る報酬の返還の義務又は損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合）

第八条　（略）

（他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認）

第九条　（略）

２・３　（略）

４　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一　第二項の規定により添付された書面に記載された報酬返還請求権等に係る瑕疵が法第六条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。

二　（略）

二　法第二条第五項第二号ロの規定による損害のてん補の内容が、次のいずれにも適合するものであること。

イ　建設業者の悪意又は重大な過失によって生じた同号ロに規定する発注者の損害をてん補しないものでないこと。

ロ　同号ロに規定する発注者に生じた損害の額から前号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める額を控除した残額（当該額が負数となるときは、零とする。）以上の額をてん補するものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、てん補すべき損害の範囲その他の法第二条第五項第二号イに規定する建設業者及び同号ロに規定する発注者の利益の保護のため必要な事項について、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

（住宅販売瑕疵担保責任保険契約の内容の基準）

第二条　法第二条第六項第六号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第六項第二号イの規定による損害のてん補の内容が、同号イに規定する宅地建物取引業者に生じた損害の額から次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を控除した残額に百分の八十を乗じた額（当該額が負数となるときは、零とする。）以上の額をてん補するものであること。

イ・ロ　（略）

二　法第二条第六項第二号ロの規定による損害のてん補の内容が、次のいずれにも適合するものであること。

イ　宅地建物取引業者の悪意又は重大な過失によって生じた同号ロに規定する買主の損害をてん補しないものでないこと。

ロ　同号ロに規定する買主に生じた損害の額から前号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める額を控除した残額（当該額が負数となるときは、零とする。）以上の額をてん補するものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、てん補すべき損害の範囲その他の法第二条第六項第二号イに規定する宅地建物取引業者及び同号ロに規定する買主の利益の保護のため必要な事項について、国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

（公正証書を作成したときに準ずる場合）

第七条　法第六条第二項第二号の国土交通省令で定める場合は、同条第一項の損害賠償請求権の存在及び内容について供託建設業者（同項に規定する供託建設業者をいう。以下同じ。）と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書を作成した場合とする。

（損害の賠償の義務を履行することができず、又は著しく困難である場合）

第八条　（略）

（他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認）

第九条　（略）

２・３　（略）

４　国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による権利の調査を行わないものとする。

一　第二項の規定により添付された書面に記載された損害賠償請求権に係る瑕疵が法第六条第一項の瑕疵に該当しないことが、当該書面から明らかであるとき。

二　（略）